平成２３年（フ）第２８３号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字春日井49番地
債務者　葛谷　洋子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１２号
愛知県稲沢市祖父江町西鵜之本490番地
債務者　佐藤　和代
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１１２号
島根県大田市温泉津町小浜イ211番地５
債務者　坂田　　勇
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第２２号
香川県高松市木太町1856番地４　県営住宅木太川西団地２棟403号室
債務者　日笠　惠夫
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３２４号
佐賀県佐賀市多布施４丁目２番10号
債務者　眞木アサノ
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２５号
佐賀県佐賀市多布施４丁目２番10号
債務者　眞木　正文
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２号
北海道日高郡新ひだか町静内ときわ町３丁目７番６号
債務者　久保千江美（旧姓上渡）
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第５号
北海道日高郡新ひだか町静内山手町４丁目５番14号
債務者　坪井　直人
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第６号
北海道新冠郡新冠町字北星町７番地の50　北星ハイツ第２Ｄ室
債務者　福澤　朋子（旧姓佐渡）
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第７号
北海道新冠郡新冠町字北星町22番地の５若葉団地６号室
債務者　坂本かおり（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第８号
北海道新冠郡新冠町字北星町22番地の５若葉団地６号室
債務者　佐藤　春佳
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第１０１２号
仙台市太白区郡山字新橋南24番地の８
債務者　鈴木　一郎
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２０８号
仙台市宮城野区大梶16番25―601号
債務者　本郷　　司
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２５号
仙台市青葉区落合１丁目16の20　庄清アパート102号室、住民票上の住所岩手県九戸郡洋野町大野第56地割84番地40
債務者　松下　竹美
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２号
仙台市太白区太子堂６番10号
債務者　佐藤千代美
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６５７号
茨城県ひたちなか市大字高野93番地７
債務者　藤咲　美華
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第５号
茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴2012番地
債務者　中村登美子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６５１号
岐阜県本巣市三橋１丁目１番地
債務者　羽山　悦子（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
岐阜地方裁判所